

サービス産業動向調査（仮称）の創設について

背景

サービス産業分野の全体像を明らかにする統計が未整備

サービス統計整備の推進、月次統計の創設等に係る累次の決定等

- ・政府統計の構造改革に向けて（平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会）
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）
- ・経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議了承）
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）
- ・日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

総務省の取組

サービス統計研究会の開催（平成17年7月～）

< 構成 >

座長：竹内 啓 東京大学名誉教授
委員：学識経験者、内閣府、経済産業省、東京都 ほか

サービス産業全体の動向を明らかにする新たな動向統計の整備について議論

新たに月次ベースの動向調査を創設

【調査実施計画（案）】

- 名称：サービス産業動向調査（仮称）
- 目的：我が国におけるサービス産業全体の動向を明らかにし、QEを始めとする各種経済指標の精度向上等に資する
- 調査事項：事業所全体の売上高（収入額）、従業者総数等
- 調査対象：サービス産業を主産業とする事業所（毎月約39,000事業所）
毎年1月に標本層の半数を交代（2年間継続調査）
- 調査方法：調査員調査、郵送調査、オンライン調査を併用
- 調査系統：民間調査機関に実査を委託
- 集計事項：産業別売上高、従業者数等

調査事項、調査方法等の基本的事項は試験調査結果等を踏まえ平成19年10月末までに確定

今後のスケジュール（案）

平成19年度 7月から試験調査を実施

- ・調査期間：7～9月の3か月
- ・調査地域：宮城県（仙台市青葉区、宮城野区）
東京都（中央区、練馬区、港区）
岡山県（岡山市、倉敷市）

平成20年度 7月から本調査を実施

平成19年6月7日

総務省統計局

サービス産業動向調査（仮称）に係る業務の民間開放について

平成18年12月の公共サービス改革基本方針（閣議決定）を受けて検討した結論は以下のとおり。

1. 民間開放についての取組

(1) 委託業務の範囲について

サービス産業動向調査（仮称）については、実査業務等について民間開放を行う。

具体的な業務範囲については、調査事項、調査方法等の基本的事項を本年10月末までに確定させた上で、下記2.の留意点を踏まえつつさらに検討を進め、本年11月末までに結論を得る。製表・集計については、民間事業者の実施可能性を検証しつつ、統計局・統計センターで行うことも含め検討し、本年11月末までに結論を得る。

(2) 入札方法について

本調査に係る入札方法については、委託業務の範囲の検討に合わせて、価格のみならず民間事業者の業務遂行能力を考慮した入札方法としてどのようなものが考えられるか、公共サービス改革法の対象業務とすることも含め検討を進め、本年11月末までに結論を得る。

2. 留意点

サービス産業について横断的に売上高を月次で把握する初めての調査であることから、本調査においては、データの蓄積を踏まえた対応やサンプルの切替時期の設定等を行うことと合わせて、以下のように段階的な取組を進めていくことが必要。

(1) 調査開始までの準備期間

《留意点》

- ・ 平成19年11月末までに委託業務の範囲について結論を出した上で調査実施計画案を確定
- ・ 欠測値補完・推計手法、異常値検証手法等については現時点では知見が少なく、事前に予測しきれない様々なケースへの対応が必要と考えられる
- ・ サービスの質の評価に当たって、これまでの実績との比較対照ができない

(2) 本調査開始後～平成 21 年度前半目途

《留意点》

- ・ 試験調査及び調査創設年度の調査における実施状況・データ分析結果等に基づき、欠測値補完・推計手法、異常値検証手法等の在り方を概ね確定するとともに、改善すべき点等を反映して、次回入札を行うまでに民間開放の仕組みを整理

3 . 今後の検討スケジュール（本調査開始まで）

19 年 7 ～ 9 月	試験調査実施
10 月末	本調査（20 年 7 月～）の調査事項、調査方法等の基本的事項の確定
11 月	委託業務の範囲、入札方法について結論
11 月～	統計調査の申請・承認手続
12 月	予算内示
19 年 12 月	
～ 20 年 3 月末	入札手続
20 年 4 月～	民間事業者において調査実施準備
7 月～	本調査開始